

# 広報 さくら



2007 (平成19年)

5

No. 453

発行・編集/〒039-4711  
青森県下北郡佐井村  
佐井村役場 総務課  
TEL : 0175(38)2111  
FAX : 0175(38)2492  
( ) 内は前月比

## 今月の主な内容

- |               |     |           |             |
|---------------|-----|-----------|-------------|
| 村内小学校ご入学おめでとう | … 2 | こちら佐井駅在所  | ………… 7      |
| 村内小中学校新任先生紹介  | … 3 | 住民福祉課から   | ………… 8 ~ 11 |
| むらづくり検討委員会    | … 4 | 保健師・歯科だより | ………… 12     |
| 選挙管理委員会から     | … 5 | お知らせコーナー  | ………… 13     |
| 交母だより         | … 6 | 戸籍の窓口・ほか  | ………… 14     |

4月 9日(月) 佐井小学校入学式

3月31日現在

## 佐井村の人口

男 **1,370** (-13) 計 **2,706** (-23)  
女 **1,336** (-10) 世帯数 **1,051** (-3)

( ) 内は前月比



# ご入学おめでとう。

①なまえ ②しょうらいのゆめ



①はたけなか だいすけ  
②まぐろつりのひと



①たけうち ゆう  
②たっきゅうせんしゅ



①いけだ ひかる  
②まぐろつりのひと



①ささき りゅうたろう  
②とこやさん



①さとう りりか  
②とりまあ



①いしぐろ はるな  
②おはなやさん



①くどう ななこ  
②しょうがっこうのせんせい



①おくもと れいら  
②ぱあまやさん



①しぶや けんしん  
②けいさつかん



①ふなこし まりあ  
②とりまあ



①おくかわ あき  
②はいしゃさん



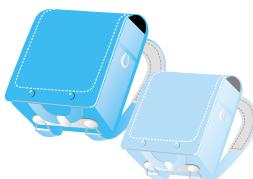
①みやかわ えりか  
②さいそうのひと



①ふなこし ももか  
②けえきやさん



①くどう みく  
②ほいくし



①たなか まほ  
②かんごし



①まつや まな  
②がっこうのせんせい



①いけだ はるな  
②びようし

# 新しく転任された先生をご紹介します

## 佐井中学校



教諭

③②① 中世福佐杉澤  
中話浦井沢  
なります。中村  
にはにで立  
ます。年なりま  
る。生ぶま  
よ徒りのた  
した勤。大  
くめ務佐変校  
おにと井お



教頭

③②① 青葛野  
なりび、お県下北教育事務所  
生徒のため  
に頑張り中  
きとまの下に



講師

③②① 風傳法  
よたにとの明風浦  
にんてと受け  
るい微な子も  
り思なが子ども  
り願いま  
る。どうぞ  
ぞしめ。と々声校



講師

③②① 戸嶋  
むづか  
県子どもたちの  
しく命がんば  
り願いま  
す。によ  
り生

## 佐井小学校



教諭

③②① 大富野  
ごいつ年間野  
く切つ日を子  
お願いしてい  
ます。みにと  
よにとす



講師

③②① 川津市  
い学校い  
ます。が  
んばりた  
いと思小  
ば



③① 三戸へ  
をサボー  
トし一緒に  
思います。  
よろしくお  
願いしま  
す。



## 福浦小中学校



教諭(小学校)

③②① 佐大家  
人て思す。井間政  
いたします。人  
ます。いつ來立  
ます。大。たか  
の間。切子のま  
くにどでたは小  
おがもは來二学  
ねんたりた度校  
がばちきい目  
いり一つで



校長

③②① 下三金谷  
下三戸町立  
学校は初学校  
でもらつさん  
てです。地を  
教えてえで



養護助教諭(小学校)

③②① 成田早希子  
すば暮小初新  
から学校で用  
よりでと勤の  
しすくが慣れ  
お頑張りま  
い張りこま  
と人の



講師(小学校)

③②① 伊藤香織  
よろしくお願  
いします。



## 牛滝小中学校



教頭(小学校)

③②① 人む祐  
すすとどがもす  
よんそがの市  
ろばそ大立秀  
しりし元変大永  
くたて氣少湊  
お頼と思のば  
いい人い学校  
まま子校



講師(中学校)

③②① 佐藤嘉樹  
まつ藤佐市教  
います。もう  
たれしき思つ  
よろしく思つ  
おれ

# 佐井村むらづくり基本条例案検討委員会での 検討内容等についてお知らせします

検討委員会は、広報さい4月号でお知らせした第3回検討会議以降、第4回を3月29日に第5回を4月13日に開催しました。今月号ではその2回の会議内容をお知らせします。

3月29日に開催された第4回検討委員会では、第3回から継続の検討案件であった第11章「住民投票制度」について、各委員から活発な意見が出され、さらに同委員会のオブザーバーである村職員からも意見を出してもらい集約した結果、第11章「住民投票制度」は、当初のとおり第33条として載せることとし、第3項の「住民投票に参加できるものの資格は第2条第1項に定めた住民のうち18才以上の住所を有する個人とする」を削除することとした。

また「(仮称) 佐井村むらづくり基本条例」としていた名称について検討した結果、(仮称)をはずした「佐井村むらづくり基本条例」がなじみやすいとの意見から決定された。

住民説明会の開催については、配布する資料の検討や説明会の進め方、住民への周知方法等いろいろな意見が出され、開催場所も、「全地区か、会場を限定して実施するか」など、検討されたが最終的な開催内容については次回決定することとした。

4月13日に開催された第5回検討委員会では、これまで検討してきた「佐井村むらづくり基本条例案」の訂正箇所を確認し、それを原案として住民説明会に臨むこととした。

住民説明会の開催については、日程を5月8日からとし、村の行事等とも照らし合わせて決定することで了承された。開催場所については1人でも多くの住民の方に出席してもらいたいことから基本的に全地区で開催し、会長のほか、委員からも1、2名出席することになった。説明会の進め方はプロジェクトを使い、30分程度事務局から説明し、その後質疑応答を設けることとした。

村では「佐井村むらづくり基本条例（原案）概要」の冊子を作り、住民の方々に事前にその内容を確認してもらうため、5月上旬に村内毎戸に配布し、広く意見を求めるのこととした。

住民説明会開催の周知方法は、広報さいや防災無線放送、チラシ等を活用して多くの方々に参加を呼びかけることで了承された。

また、今回新たに「住民提案型村づくり支援事業実施要綱（案）」について検討したところ、各委員から大変良い制度であるとか、事業の申請手続きは簡略化してほしいなどの意見が出された。実施時期は平成20年度からとし、今後の検討委員会で要綱の内容をさらに検討することとし、会議を終了した。

## 【むらづくり基本条例（原案）住民説明会日程】（各会場とも18：30～20：00）

月 日	曜日	地 区 名	開 催 場 所
5月8日	火	牛 滝 地 区	牛滝地区交流促進センター
5月9日	水	福 浦 地 区	歌舞伎の館
5月10日	木	長 後 地 区	長後地区生活改善センター
5月11日	金	磯 谷 地 区	磯谷地区漁民研修センター
5月14日	月	大佐井・古佐井・矢越・川目・原田地区	津軽海峡文化館「アルサス」

5月14日は送迎の車両を下記のとおり配車しますのでご利用ください。

- ・矢越地区 18：10（青年会館前）→ 18：15（屯所前）→ 18：20 アルサス着
- ・原田地区 18：10（漁協支所前）→ 18：15（原田センター前）→ 18：20 アルサス着
- ・川目地区 18：10（川目バス停前）→ 18：20 アルサス着

※お問い合わせは、佐井村役場 行財政改革室（TEL38-2111 内線 42・43）

当曰は、5月上旬に配布した「むらづくり基本条例（原案）概要」をご持参下さい。

# ～佐井村選挙管理委員会から～

## 佐井村議会議員一般選挙結果について

任期満了に伴う「佐井村議会議員一般選挙」が4月17日に告示され、定員8名に対し、10名が立候補の届出をしたこと、4月22日に村内9ヶ所で投票が行われました。

即日開票の結果、次のとおり8名が当選を果たしました。

当選者には、翌日、役場2階「第2委員会室」で佐井村選挙管理委員会の松谷侃治委員長から当選証書が付与されました。

なお、選挙当日の有権者数は2,276人で、うち投票者数は2,006人（うち不受理1人）、投票率は88.14%でした。

当日の有権者数		投票総数		有効投票数		無効投票		無効投票率数	
2,276人		2,005人		1,988人		17人		0.85%	
届出番号	候補者氏名	現・新元の別	得票数	当落	届出番号	候補者氏名	現・新元の別	得票数	当落
1	川岸 一彦	現	261	当	6	宮川 尚	現	161	当
2	竹内 修	元	280	当	7	坂井 文明	現	246	当
3	島野 満義	現	178	当	8	田中 岩男	現	127	
4	工藤 明道	現	220	当	9	川畑 真夫	現	228	当
5	山口 捷夫	現	236	当	10	千葉 悅治	現	51	

## 青森県知事選挙のお知らせ

### 選挙の日程等について

▼投票日 六月三日(日)

▼告示日 五月十七日(木)

▼投票時間 午前七時～午後八時まで

(長後・福浦・牛滝は午後七時まで)  
※指定された各投票所にて投票してください。  
(投票所は入場券に記載されています。)

### 期日前投票について

▼投票場所 期日前投票所 佐井村役場「振興センター(和室)」

▼投票期間 五月十八日(金)～六月二日(土)まで

▼投票時間 午前八時三十分～午後八時まで

### 不在者投票について

▼主に長期出張、出稼ぎ等で他の市町村にいる方が対象です。事前にご本人から文書で投票用紙の請求をしてください。

▼病院や老人ホーム等に入院(入所)されている方は、その施設内で不在者投票ができますので、各施設の職員に申し出てください。

▼投票期間 五月十八日(金)～六月二日(土)まで



### 投票所入場券について

▼入場券は、各家庭にハガキで五月十六日発送予定です。

入場券を紛失した場合でも要件を満たしている方は投票できますので、係員に申し出てください。

### その他詳しいことは佐井村選挙管理委員会に問合せてください。

▼問合せ先 電話 ○一七五ー三八ー一一一(内線一二三)

## ご入学おめでとう

今年も、17名の新入学児童が入学式を迎えるました。入学式では、かわいい新入学児童を未然に事故から守るため、黄色い帽子がプレゼントされました。

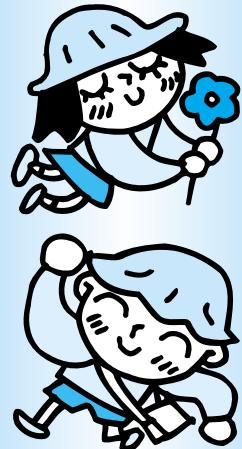
ドライバーのみなさんは、この黄色い帽子を見かけたら、車のスピードを緩め、やさしく見守りましょう。

そして、今年度も、みんなで事故の無い明るい村をつくっていきましょう。



黄色い帽子のプレゼント（佐井小学校）

交母だより



## 飛び出しに注意しよう

この度、佐井村保育所前と牛滝健康広場前に「ストップ坊や」の看板が設置されました。

道路を渡る際は、必ずいったん立ち止まり、右と左を良く見てから渡るよう、常に心がけましょう。

また、保護者の方も、幼児・児童のお手本となるような、安全な行動を心がけましょう。



牛滝健康広場にも設置しました

佐井村  
交通安全母の会

みんなで続けていこう！

交通死亡事故ゼロ  
次の目標は3,500日

記録

**3,434日**

(5/1現在)

## 春の交通安全街頭指導

4月10日から13日まで、母の会を始め、佐井村交通安全対策協議会、大間警察署、PTA、商工会及び各学校、佐井小学校交通少年団等、村内各団体の協力の下、春の交通安全街頭指導が実施されました。

今年は、春の全国交通安全運動が、例年より一ヶ月ほど遅い、5月11日から20日までの予定で実施されますが、それに先駆けて行われたものです。

佐井駐在所長の小笠原さんから、登校時の安全歩行について指導を受けながら、みんな元気に登校しました。



役場前交差点



旧観光案内所前

**早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！** 5月の早め点灯時間は **午後5時** です。

## 警察官募集



### この街で輝く笑顔を守りたい

#### 警察官(大卒)採用!

青森県人事委員会及び青森県警察本部では、大学卒業(見込)者を対象に警察官Aの採用試験を行います。採用予定人員、受験資格等は次のとおりです。

受付期間 △5月28日(月)～6月22日(金) 第一次試験 △7月8日(日) 試験場所 △青森市

試験種別	採用予定人員	受験資格
警察官A(男性)	未定	昭和53年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
警察官A(女性)	未定	

なお、警察官A(男性)のみ、警視庁、埼玉県、千葉県、神奈川県及び静岡県の警察官を志望する人も同時に受験することができます(受験資格は志望する都県によって異なるので、それぞれの都県に問い合わせてください)。

◎受験手続、その他問合せ先 青森県警察本部警務課人事係 電話017-723-4211(内線 2663・2664) 又は県内各警察署

### 春の全国交通安全運動に参加しよう

1期 間 平成19年5月11日(金)～5月20日(日)までの10日間  
2運動の重点 ○子どもと高齢者の交通事故防止 ○飲酒運転の根絶 ○自転車の安全利用の推進



#### ■子どもと高齢者の交通事故防止

子どもや高齢者を見かけた場合は、スピードを落とすなど思いやりのある運転を心がけましょう。

#### ■飲酒運転の根絶

飲んだら乗らない、乗るなら飲まない・飲ませないを徹底しましょう。

#### ■自転車の安全利用の推進

自転車も車、バイクと同じ「車両」の仲間です。歩道等を通行するときは、歩行者保護を徹底しましょう。交差点では、安全を確認してから通行しましょう。

#### ■シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトとチャイルドシートは、しっかりと締めましょう。後部座席の人もシートベルトを締めましょう。

### 春の全国交通安全運動に参加しよう

「道路交通法」では、「自転車」も自動車やオートバイなどと同じ「車両」であり、交通事故を起こし、歩行者を負傷させた場合は刑事上(罰金など)民事上(損害賠償)の責任を負うことになります。  
誰もが安心して道路を通行できるよう、自転車利用者は交通ルールを守りましょう。

#### 自転車の交通ルール

##### ○歩道通行するときの歩行者保護

歩道通行可の歩道を通行するときは車道寄りを徐行しなければならず、また、歩行者の通行を妨げそうなときは、一時停止しなければなりません。



##### ○左側通行

車道を通行するときは、車道の左側に沿って通行しなければいけません。

##### ○二人乗りの禁止

二人乗りをしてはいけません。

(16歳以上の人人が6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗車させる場合等、二人乗りが認められる場合があります。)



##### ○並進の禁止

他の自転車と並んで走ってはいけません。

##### ○夜間はライトを点灯

夜間は、ライト及び尾灯又は反射器材をつけないで自転車に乗ってはいけません。

ライトは前方を照らすだけでなく周囲に存在を知らせてくれます。

##### ○一時停止

「止まれ」標識のあるところでは、一時停止して、安全を確かめなければいけません。

### 駐在日誌～管内事件・事故発生状況～

2月 [事件] 事件の発生はありませんでした 3月 [事件] 事務所荒らし 1件 長後地区  
[事故] 事故の発生はありませんでした 事故の発生はありませんでした

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

# 住民福祉課から

## 出稼労働者の健康診断が有料になります！

村では出稼労働者援護事業の一環として出稼労働者の健康診断を無料で行ってきましたが、出稼者の減少により平成19年度から事業を廃止することになりました。

また、「広報さい」については、これまでどおり希望する方に郵送しておりますので、ご希望の方は役場住民係までお知らせください。

なお、村で行っている基本検診の日程については、「広報さい（4月号）保健師だより」に掲載しておりますのでご覧ください。

※出稼に行く前や離職した方は役場への届出を忘れずにお願いします。

＜お問い合わせ＞ 佐井村役場 住民福祉課 住民係 TEL 38-2111

## 戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦傷病者を永年介護されてきた奥様のご苦労に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の奥様に支給するものです。

### ◎「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合

次のいずれかの制度の対象となります。

※上記国債を時効により失権した場合でも、各制度の対象となります。

#### 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の継続支給

★戦傷病者の方が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

【額面100万円から60万円（軽症者の方は2分の1の額）、10年の国債】

#### 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給

★戦傷病者の方が、平成8年10月1日（又は平成5年4月1日）以降平成15年3月31日までの間に、一般的な怪我や病気で死亡（平病死）された場合に、その妻に支給します。

【額面5万円、5年の国債】

#### 「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給

★戦傷病者の方が、平成8年10月1日（又は平成5年4月1日）以降平成15年3月31日までの間に、公務傷病や勤務関連傷病で死亡された場合に、その妻に支給します。

【額面200万円から60万円、10年の国債】

### ◎新たに戦傷病者の妻となられた場合

★平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

★上記の期間内に、戦傷病者としてこれらの年金を受けている方と婚姻をした妻に支給します。

■受付期間 平成18年10月2日から平成21年9月30日まで

■受付窓口 佐井村役場 住民福祉課 住民係

■電話 0175（38）2111

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ

## 内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対して、その御苦労に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

請求期限が2年間延長され、平成21年3月31日までとなりました。

◆御本人または御家族などからの御連絡をお待ちしております。

【請求用紙】 請求用紙は、役場住民福祉課の窓口（電話38-2111）に用意しております。  
(次のところに直接問い合わせても可。)

【問い合わせ先】 ☎100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎2号館8F

総務省大臣官房管理室 業務担当

電話 03-5253-5182 (直通)

FAX 03-5253-5190

## 恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けてない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された者、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げられてこられた者の「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため内閣総理大臣の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣の書状等を受けた方、書状等の請求をしなかった方も対象です。

請求書は、佐井村役場住民福祉課の窓口に置いてあります。

請求期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までです。

資格要件などのお問い合わせは、次の独立行政法人平和祈念事業特別基金まで

無 料 電 話：012-234-933（月～金、9:15～17:15、土日休）

ホームページ：<http://www.heiwa.go.jp>

## 国民年金だより

役場住民福祉課 ☎ 2111

青森社会保険事務局  
むつ事務所 ☎ 2278

### 学生納付特例の申請は忘れずに！

「学生納付特例制度」は、一般的に所得が少ない学生の方が在学期間中の国民年金保険料を後払いできる制度です。学生本人の前年所得が一定額以下の場合、承認を受けると、その期間中は将来の老齢基礎年金の資格期間に入り、万が一の障害や死亡などの場合に障害・遺族基礎年金を受け取ることが出来ます。

対象は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、各種学校等（夜間・定時制・通信制を含む）に在学する20歳以上の学生です。

申請先は、市町村の国民年金担当窓口です。前年所得の確認が必要なため、申請は毎年必要です。

詳しくはお住まいの市町村国民年金担当窓口またはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

### 老齢基礎年金繰上げ請求は慎重に！

老齢基礎年金は原則、65歳から受けられますが、希望により60歳以降でも繰り上げて受けすることが出来ます（繰り上げ支給）。しかし受給年齢によって一定割合で年金が減額され、65歳以降も減額された年金を一生受け取ることになります。

また、繰上げ支給開始後は、65歳前に特別に支給される老齢厚生年金の支給が止まる・病気やケガで障害者になっても障害基礎年金を受けられない・万が一に夫がなくなったときの寡婦年金を受けられないということも起こります。

いったん繰上げ請求をすると取消すことは出来ませんので、繰上げ請求に関しては慎重にお考えください。詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

### 障害年金の事後重症について

「事後重症による年金」とは、傷病により障害の状態にあるものが、障害認定日において政令で定める程度の障害の状態に該当しなかった場合で、当該傷病による障害により65歳に達する日の前日までに裁判請求のあった場合に請求する支給する年金をいいます。

「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行なうべき日をいい、「初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日」又は「1年6ヶ月以内に治った場合には治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む）」をいいます。

障害認定日に1級～3級の障害の状態になかった人が、その後その症状が悪化し65歳になるまでの間に1級～3級の障害の状態になった場合、初診日に厚生年金の被保険者であった人には障害厚生年金が支給され、1級・2級の障害の場合は障害基礎年金も支給されます。また、初診日に国民年金の被保険者であった人が1級～2級に該当した場合には障害基礎年金が支給されます。なお、支給開始は本人の請求の翌月分からとなります。

詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

◆固定資産税(1期)、軽自動車税(全期)の納期は**5月31日(木)**です。忘れずに納入しましょう！

## 平成19年5月12日(土)は民生委員・児童委員の日です

大正6年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことにより、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」として定めたものです。

今年のキャッチフレーズ

### 「広げよう 地球に根ざした 思いやり」

民生委員・児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。全ての民生委員は子どもに関わる問題を担当する児童委員も兼ねています。また、児童に関わる相談、支援を専門に担当する「主任児童委員」もいます。生活、子育て、まちづくりなど幅広い分野の相談に応じています。お気軽にご相談ください。

#### 佐井村民生委員・児童委員一覧

氏名	住所	電話番号	担当地区
中村 喜一	古佐井113番地	38-2617	中道、黒岩、谷地町、浜町地区
宮本 義美	古佐井川目14番地18	38-2507	大町、古佐井新町、緑町地区
金澤 弘子	古佐井127番地	38-4106	大瀬戸、川原町、工場町、浄土寺小路地区
坪谷 和子	大佐井川目39番地8	38-2614	川目地区、大佐井新町、八幡堂地区
山田 厚子	大佐井川目13番地2	38-2290	仲町、浦町、大佐井浜町地区
東出 ミヤ	糠森39番地12	38-2036	川向、台場、糠森地区
金沢ひろ子	原田23番地	38-4033	原田地区
横浜 昭彦	糠森130番地83	38-2704	矢越地区
横浜 英毅	磯谷231番地	38-2023	磯谷地区
大石 光明	長後川目107番地1	38-5406	長後地区
田中 豊衛	福浦川目100番地	38-5130	福浦地区
竹内 栄一	細間29番地	38-5816	牛滝地区
児童委員			
佐々木好子	古佐井25番地3	38-2276	
館脇 美雪	中道81番地19	38-2678	

#### 人権相談所開設のお知らせ

##### ～6月1日は「人権擁護委員の日」～

●と き 6月1日(金)午前10時～午後3時

●と こ ろ アルサス2階 会議室

●相談担当者 佐井村人権擁護委員

村民のみなさんが、毎日の暮らしの中で暴行、虐待、差別待遇、偏見を受けた場合、また、親子、夫婦、相続、借家、借地、名誉などの個々の人権問題に対して対応してくれますので、お気軽にご相談ください。

# 下北地域広域行政事務組合汚泥再生処理センター整備事業に伴う 「青森県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価事後調査 結果報告書の縦覧について

むつ市、下北郡4町村（大間町、東通村、風間浦村、佐井村）及び上北郡三町村（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）から排出される「し尿及び浄化槽汚泥」を処理する計画の「汚泥再生処理センター整備事業」による環境への影響に関する事後調査結果報告書ができましたので、次のとおり住民の皆様にご覧いただきますようお知らせいたします。

下北地域広域行政事務組合  
管理者 杉山 肇

## 事後調査結果報告書の縦覧

### 【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

- ◆名 称 下北地域広域行政事務組合
- ◆代表者の氏名 管理者 杉山 肇
- ◆主たる事務所の所在地 青森県むつ市金谷一丁目10番1号

### 【対象事業の名称、種類及び規模】

- ◆名 称 下北地域広域行政事務組合汚泥再生処理センター整備事業
- ◆種 類 一般廃棄物処理施設（汚泥再生処理センター）
- ◆規 模 し尿及び浄化槽汚泥 日処理量 220キロリットル

### 【対象事業実施区域】

むつ市大字奥内字今泉68番地内

### 【関係地域の範囲】

むつ市大字奥内地区

### 【評価書の縦覧の場所、期間及び時間】

- ◆場 所 ○佐井村役場 住民福祉課  
下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地  
○下北地域広域行政事務組合 むつ衛生センター  
むつ市大字奥内字今泉68番地
- ◆期 間 平成19年5月7日(月)から  
平成19年6月6日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く)
- ◆時 間 午前9時から午後4時まで

## 問い合わせ先

- ◆下北地域広域行政事務組合 むつ衛生センター  
電話 0175(26)2126 FAX 0175(26)2128  
E-mail shimokou-5@net.pref.aomori.jp

## 行政相談をご利用ください

村民の皆さんのが毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事（例えば、道路、福祉、農地、環境衛生などに関するこ）についての苦情や意見・要望などがあったとき、もっとも身近な相談相手になるのが行政相談員です。

○窓口で苦情や要望は言いにくい。

○どこへ申し出たらよいかわからない。などの場合、気軽にご利用ください。

相談は無料で、口頭・電話・手紙等いずれでも結構です。また、相談内容については秘密を厳守しますので安心です。

- 日 時 平成19年5月24日(木)  
場 所 アルサス 2階 会議室  
お問合せ 住民福祉課 38-2111

### 【行政連絡員】

- 氏 名 渋田 昌平  
住 所 佐井村大字佐井字古佐井108-1  
電 話 38-2463

# メタボリックシンドロームって、なに？

最近、『メタボリックシンドローム』というちょっと難しい言葉をよく耳にしますが、何のことかご存知ですか？

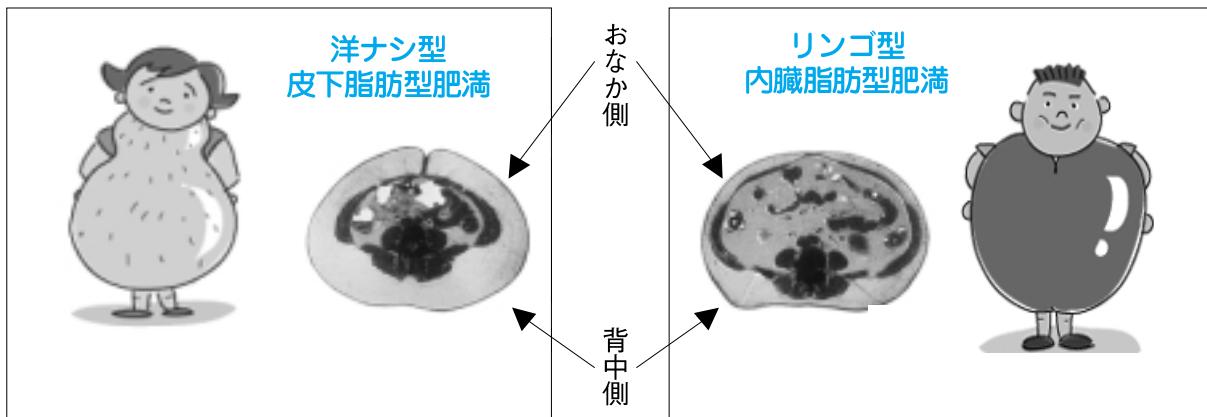
肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、それぞれ独立した別の病気ではなく肥満、特に内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）が原因であることがわかってきました。このように、内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態を『メタボリックシンドローム』といいます。

## あなたは『洋ナシ』？それとも『リンゴ』？

体のどの部分に脂肪がつかによって、肥満は2つのタイプにわかれます。下腹部、腰のまわり、太もも、おしりのまわりの皮下に脂肪が蓄積するタイプを「皮下脂肪型肥満」、内臓のまわりに脂肪が蓄積するタイプを「内臓型肥満」と呼びます。体形からそれぞれ「洋ナシ型肥満」「リンゴ型肥満」とも呼ばれます。

この2つのタイプのうち、「皮下脂肪型肥満」は外見から明らかにわかりやすいですが、「内臓脂肪型肥満」は外見ではわからないことがあります。内臓脂肪型肥満を簡単に調べる方法として、ウエスト径（へそまわり径）が男性で85cm以上、女性では90cm以上であれば、内臓脂肪型肥満が疑われます。

あなたのウエストサイズは大丈夫ですか？



\*次回は、メタボリックシンドロームの改善法等について掲載します。

## 歯科だより 口 臭

誰でも体臭があるように、空気にも臭いがあります。会話や呼吸で吐き出した息が周囲の人を不快にさせるような場合を口臭といいます。臭いの感じ方は人それぞれ違いますが、多くの人が不快と感じる臭いが口臭といえます。口臭にもいろいろあります。

**①生 理 的 口 臭** 早朝起床時、空腹時、緊張時の口臭は臭いのレベルがひくく特別の対応の必要はありません。

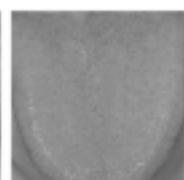
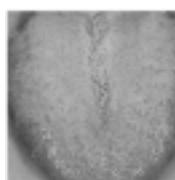
**②飲食物による口臭** 飲酒、喫煙、ニンニクのような臭いの強い食物摂取によるものです。

**③病 的 口 臭** 歯周病にかかっていると細菌が増え臭気が発生します。歯周病は自然に治る事はないので、定期健診を受け、早期発見、早期治療をお勧めします。そのほかにも、胃炎、肝臓病、糖尿病が原因で口臭が起ることがあります、その程度は少ないものです。

**④自 己 臭 症 状** 真の口臭ではなく、本人のみが感じる口臭です。

**⑤舌 苔** 口臭の原因の一つに舌苔があります。舌の表面を被う着色した苔状の付着物です。高齢者で寝たきりになると、口の運動機能が衰え舌苔が出現しやすくなります。口腔ケアをし、常に口の中を清潔にしてあげましょう。

右の写真は健康な舌と舌苔が見られる舌の写真です。今は舌を綺麗にするブラシもありますので、自分の舌を鏡でチェックしてみましょう。気になる方は歯科にご相談下さい。



26歳の女性。ストレス过大で歯磨きしていない間に、頭痛、うずの症状で来院しました。舌苔がみられます。

歯科保健センター（佐井診療所）TEL 38-2261

保健師だより

# お知らせコーナー

## 自動車税・自動車取得税の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学等のために自動車（営業用の自動車を除く）を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、各地域県民局県税部に申請して、自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。

申請する際には、次の書類等が必要です。

### ◆手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合

①身体障害者手帳または戦傷病者手帳

- ②運転免許証
- ③自動車検査証
- ④印章（はんこ）

◆手帳の交付を受けている方と生計を一にする方または常時介護者が自動車を運転する場合

（常時介護者が運転する場合は、障害者が所有する自動車に限ります。）

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、

療育（愛護）手帳、または精神障害者保健福祉手帳

- ②運転する方の運転免許証
- ③自動車検査証
- ④印章（はんこ）
- ⑤生計同一証明書（※）または常時介護証明書

※自動車の所有者と運転する方が異なるときは、それぞれの方について、生計同一証明書が必要になります。  
（注）自動車税等の減免については、障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当する場合に限り対象となります。  
詳しくは、下北地域県民局県税部までお問い合わせください。

下北地域県民局県税部 納税課  
二二一八五八一 内線二二〇

## 青森県電気機械器具製造業 最低工賃改正のお知らせ

平成十九年五月一日より、青森県電気機械器具製造業最低工賃が改正されます。青森県の最低工賃はこの他、和服裁縫業最低工賃と男子・婦人既製服製造業最低工賃の三種類があり、それぞれの品目、工程によって金額が定められています。

※最低工賃についてのお問い合わせ先  
青森労働局賃金室  
電話 ○一七一七三四一四一四  
又は最寄りの労働基準監督署まで  
※詳細は青森労働局ホームページでも御覧いただけます。

(http://www.aomori.plb.go.jp/)

## 裁判員制度

～最新の情報をお届けします～

国民の皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が平成二十一年五月までに始まります。裁判所では、裁判員制度に関心を持ち、理解していただくために、インターネットを利用して様々な情報を提供しています。

### ○裁判員制度ウェブサイト

裁判員制度に関する細心の情報をお届けする裁判員制度専用のホームページ、「裁判員ウェブサイト」を開設しています。裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の紹介、統計などの資料を掲載しているほか、子ども向けキッズページを設けております。また、裁判員制度広報用映画「評議」などの動画配信も行っていますので、是非アクセスしてください。

### 裁判員制度ウェブサイト

http://www.saibanin.courts.go.jp/  
なお、各地の裁判所の催しについては、裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp/）でそれぞれ紹介していますので、そちらにも是非アクセスしてください。

### ○裁判員制度携帯サイト

裁判員に関する情報に手軽に携帯電話でアクセスできるように、裁判員制度携帯サイトも開設しています。携帯サイトでは、裁判員制度に関する最新の情報や裁判員制度の紹介、広報企画の紹介、裁判制度Q&A、各地の地方裁判所の電話番号などの情報を掲載しています。

携帯サイト http://www.saibanin.courts.go.jp/k/

### ○裁判員制度メール

裁判員制度に関する最新の情報をお届けする裁判員制度メールマガジンの配信を2月から開始しました。裁判員制度に関する最新の情報やポイント解説、主なQ&Aなどを随時お届けしますので、是非、配信登録をしてください。バックナンバーは、裁判員制度ウェブサイトで御覧いただけます。

### メルマガ登録ページ

http://www.saibanin.courts.go.jp/elmaga/index.html

今後も、多くの皆さんにご利用いただけるよう、内容の充実を図っていきたいと考えています。多数のアクセス、ご利用をお待ちしています。

## アルサスからのお知らせ

### 5月ホール使用状況とイベントのお知らせ

5月7日(月)消防団定期観閲式

5月23日(水)下北地区労働基準協会健康診断

5月16日(水)複合検診

5月25日(金)献血

5月20日(日)第2回アルサス物産市場

5月31日(木)複合検診

アルサス施設利用の場合は早めに使用許可申請書を提出してください。

<問い合わせ先> 津軽海峡文化館アルサス TEL 0175-38-4513

## 戸籍の窓口

4月15日現在

◎ご結婚おめでとう

(山崎 謙一 大間町  
(正村 留美 大佐井)

◎おくやみ申し上げます

長島 桜輝(信市郎) 大佐井  
大石 義一(学) 長後

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

## 今日は何の日?

5月8日 世界赤十字デー



1828(文政11)年5月8日は国際赤十字の創始者アンリ・デュナンの誕生した日です。1948(昭和23)年、ストックホルムで開催された第20回赤十字社連盟理事会でこの日が記念日に決定されました。彼の祖国はスイスですが、赤十字の旗はスイスに敬意を表した白地に赤十字です。

## 献血のお願い

移動採血車による献血を、下記の日程で行います。

献血は、病気やケガで血液を必要とする患者さんのため、健康な人が自分から進んで血液を提供することです。

血液は人間が生きていくうえでとても大切なものです。しかし、血液は人間の体内でしかつくなれないため、血液が必要になった場合、人からの血液を分けてもらわなければなりません。

献血は、人の命を救うことのできる大切なボランティア活動です。

村民のみなさんの1人でも多くの善意のご協力をお願いします。



なお、献血される方は、平成18年4月1日より身分証明書が必要となりましたので、昨年献血をしていない方は、運転免許証、保険証等を忘れずに、ご持参ください。

日 時 平成19年5月25日(金)午前9時から午後3時まで

場 所 津軽海峡文化館アルサス前

問合せ先 佐井村役場 住民福祉課 健康福祉係 まで

(担当:奥本) 電話: 38-2111

佐井村役場の窓口終了時間が延長になりました

午後5時 ⇒ 午後5時15分

15分延長になったことをお知らせします。

●各種回数券のお求めは、下記委託販売店をご利用ください。

★佐井観光協会(アルサス内)

★磯谷…東出商店

★長後…滝本商店

ほんとにいい切符です

福祉回数券(7片回数券)

- 5枚買って2枚サービス。■片道500円以上のバス賃から。
- 65才以上の方に限ります。

お問い合わせは 下北交通株式会社 本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12  
(0175)23-3221(代) FAX (0175)23-4682